

北秋田市地球温暖化防止実行計画

平成 30 年（2018 年） 3 月策定

令和 5 年（2023 年） 3 月改訂

北秋田市地球温暖化防止実行計画

－ 目 次 －

1. 計画策定の背景

1-1	地球温暖化問題や国内対策の動向	1
1-2	これまでの本市の取組	2

2. 計画の概要

2-1	計画の目的	4
2-2	計画の基準年度	5
2-3	計画の対象範囲	5
2-4	算定対象となる温室効果ガス	7
2-5	計画の期間	9
2-6	関連計画との位置づけ	9

3. 温室効果ガスの排出状況

3-1	エネルギー使用量の推移	11
3-2	二酸化炭素排出量の推移	12

4. 目標と基本方針

4-1	削減目標	13
-----	------	----

5. 取組内容

5-1	達成に向けた具体的な取組	15
-----	--------------	----

6. 計画の進行管理

6-1	点検・評価・見直し・公表	18
-----	--------------	----

1. 計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題や国内対策の動向

今日の世界的な社会経済活動や産業活動の拡大に伴い、資源の大量消費・大量廃棄や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が引き起こされてきました。

こうしたことから、平成4年(1992年)6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」が開催され、21世紀に向け持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択されるなど、国際的な環境問題の取り組みの重要性が発信されました。

これを受け日本では、平成5年(1993年)に「環境基本法」が制定され、翌年に「第一次環境基本計画」が策定されたのち、地球温暖化対策や循環型社会形成、生物多様性などについて、法整備や行動にむけた計画づくりが進められてきました。

平成27年(2015年)12月には気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)がパリで開催され、歴史上はじめて、すべての国を対象とした温室効果ガスの排出量削減のための新たな国際的枠組みが決定され、日本においても、令和12年(2030年)目標(温室効果ガス排出量の平成25年(2013年)比26%削減)を提出しました。

平成30年(2018年)4月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用しながら、持続可能な循環共生型の社会の実現に向けた、分野横断的な6つの重点戦略(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を定めました。

特に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。

令和2年(2020年)10月には、首相の所信表明において、「令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言し、この挑戦を経済と環境の好循環につなげていくとしています。

1-2 これまでの本市の取組

本市では、平成 28 年（2016 年）3 月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していくため「北秋田市環境基本条例」を制定しました。

















地球温暖化などの大規模な環境問題から、地域における不法投棄などの問題まで、環境問題は一朝一夕に解決できるものではありません。わたしたち一人一人が、これまでの活動を振り返り、日常生活での環境負荷を減らす行動を継続的に積み重ねていくことが重要であり、また、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年（2013 年）3 月推計）」では、令和 2 年（2020 年）には本市の人口が 29,765 人（高齢化率 40.9%）、令和 22 年（2040 年）には 18,630 人（高齢化率 49.9%）となると推計されており、人口が減少し高齢化が進むことにより環境の課題も大きく変わるものと考えられます。

これらの情勢を踏まえながら、これまでに蓄積されてきた環境問題や今後予想される長期的な環境問題に対応するため、平成 29 年（2017 年）2 月には環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の方向を定めた「北秋田市環境基本計画」を策定して、現在及び将来の北秋田市民の健康で文化的な生活及び豊かな自然を確保し、様々な環境問題の対策へ寄与することとしています。

令和 3 年度（2021 年度）は、「北秋田市環境基本計画」の中間年度にあたることから、国や秋田県の環境施策の動向を踏まえ、本計画の方向性を維持しながら、環境施策のさらなる推進を図るため、中間見直しを行っており、脱炭素社会に向けて、令和 32 年度（2050 年度）までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民や事業者と一体となって、地球温暖化対策を着実に推進することとしています。

また、「北秋田市環境基本計画」に掲げる 4 つの基本目標を推進することで、SDGs の実現にも貢献することができるとしております。

図表1 北秋田市環境基本計画に定める基本目標とSDGs

基本目標	施策の展開方向	持続可能な開発目標 (SDGs)
健康で安心して暮らせる住みよいまち	住環境の充実と公害の防止	   
豊かな自然と共生し未来につげるまち	自然の活用と保全	   
資源を大切に環境をまもるまち	循環型社会の推進	   
みんなで環境について考え行動するまち	街並みと文化の継承 環境パートナーシップの構成	   

2. 計画の概要

2-1 計画の目的

地球温暖化対策には、市民、行政、企業が、それぞれの立場で取り組んでいくことが必要不可欠ですが、地方公共団体は当該行政区域において、温室効果ガス排出量の比較的大きい経済主体であるため、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものであるとともに、地域の模範となるべく率先的に取り組んでいく立場にあります。

平成30年（2018年）3月に策定した「北秋田市地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項により策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の位置づけとし、「地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項」及び「北秋田市環境基本条例第4条」に基づき、市が率先して事務・事業に関して温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

令和4年度（2022年度）は、本計画の最終年度にあたることから、温室効果ガスの排出状況や見直し後の「北秋田市環境基本計画」との整合性を図るため改訂するものです。

2-2 計画の基準年度

本計画は、平成27年度（2015年度）を基準とし、目標及び目標達成度を明らかにしながら取り組んでいきます。

2-3 計画の対象範囲

本計画は、原則として北秋田市が行うすべての事務・事業（教育委員会、消防本部、上下水道事業、病院事業を含む）を対象とするものとし、指定管理や委託等の外部発注事業により実施する事務・事業についても温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して要請します。

図表2 対象施設一覧

対象施設	管理担当課
本庁舎／第二庁舎／宮前町庁舎／労働福祉会館	財政課
阿仁定住促進住宅	総合政策課
クリーンリサイクルセンター／一般廃棄物最終処分場／ 鷹巣埋立地最終処分場／石ノ巻岱墓園／大阿仁墓園／ 鷹巣斎場／北秋田市し尿処理施設／増沢ストックヤード	生活課
合川庁舎／こいこいパーク／合川中央駐車場	合川総合窓口センター
森吉庁舎／老人福祉センター／前田出張所	森吉総合窓口センター
阿仁庁舎／山村開発センター／大阿仁出張所	阿仁総合窓口センター
地域福祉センター／補助器具センターたかのす／ 老人憩いの家「ことぶき荘」	高齢福祉課
米内沢保育園／前田保育園／阿仁合保育園／ 大阿仁保育園／綴子児童館／鷹巣児童館／鷹巣西児童館 ／鷹巣中央児童館／子育てサポートハウスわんぱあく／ サテライトステーションさかえ／もろびこども園／ 障害者生活支援センター／フードセンターたかのす	福祉課
北秋田市（鷹巣・合川・森吉・阿仁）保健センター／ 北秋田市民病院／米内沢診療所／国保合川診療所／ 阿仁診療所	医療健康課
森吉構造改善センター／鷹巣牧場／死亡獣畜保冷施設／ 農林産業物出荷施設／あじさい公園	農林課
大太鼓の館／湯の岱温泉／妖精の森コテージ／ クウインズ森吉／四季美館／森吉山荘／ 阿仁異人館・伝承館／打当温泉マタギの湯／くまくま園 ／比立内道の駅／セントラル合川／阿仁スキー場	商工観光課
道路管理施設（6か所）	建設課
上水道施設（鷹巣・森吉・合川）／ 簡易水道施設（鷹巣・阿仁）	水道課

対象施設	管理担当課
公共下水道施設（5か所）／ 農業集落排水施設（15か所）	都市計画課
消防施設（本部・合川・森吉・阿仁）／ 分団器具置場（鷹巣・合川・森吉・阿仁）	消防本部
学童研修センター／鷹巣北部給食センター／ もりよし学校給食センター	教育委員会総務課
小学校（9校）／中学校（4校）	学校教育課
文化会館／市民ふれあいプラザ／公民館（11か所）／ 浜辺の歌音楽館／交流センター／児童クラブ（9か所） ／上杉あいターミナル／長岐邸／陶芸ハウス／ 伊勢堂岱縄文館	生涯学習課
体育館（鷹巣・合川・森吉・阿仁）／北健康増進センター ／鷹巣陸上競技場／野球場（中央公園・森吉・合川）／ 市民プール／合川プール／ スキー場（薬師山・湯口内・松森）／森吉農村広場	スポーツ振興課

2-4 算定対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量算定の対象となるのは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定められた下記の7種類の物質です。そのうち、本計画では温暖化への影響度がもっとも大きい二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、取組みを推進していきます。

- 二酸化炭素（CO₂）
- メタン（CH₄）
- 一酸化二窒素（N₂O）
- ハイドロフルオロカーボン（HFC）のうち政令で定めるもの
- パーフルオロカーボン（PFC）のうち政令で定めるもの
- 六ふっ化硫黄（SF₆）
- 三ふっ化窒素（NF₃）

図表3 温室効果ガスの種類（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない） 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない） 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）	

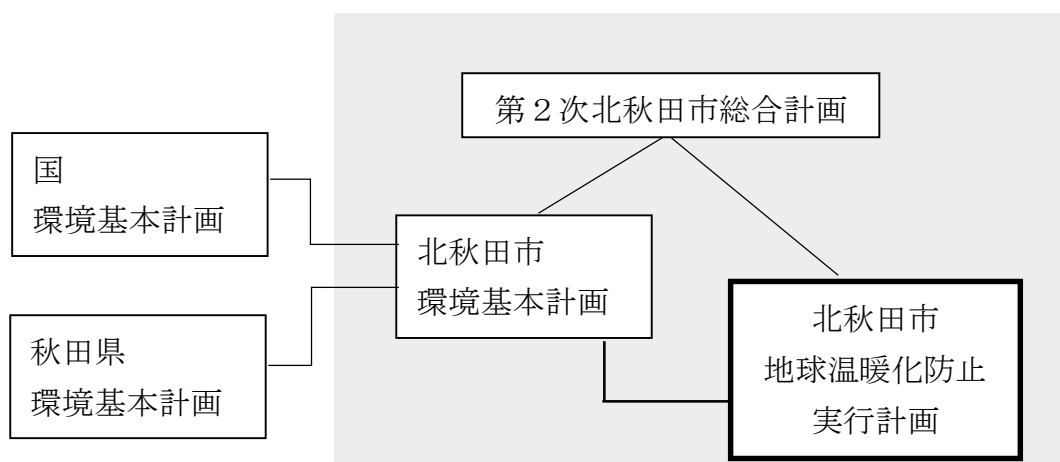
2-5 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）まで

本計画の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とし、計画期間中の状況変化や進捗状況に合わせ、目標等については適宜見直しを行います。

2-6 関連計画との位置づけ

図表4 計画の位置づけ



【本計画の策定根拠】

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することが求められております。

また、同条第13項に基づき、都道府県及び市町村は実行計画を策定し、遅滞なくこれを公表し、同条第15項に基づき、実行計画措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

【本計画と関連する制度】

本計画は、すべての地方公共団体が策定義務を負うものですが、温室効果ガスの総排出量の報告等を行う「算定・報告・公表制度」や「エネルギー使用の合理化に関する法律」における定期報告等、事業者として義務を負う関連制度もあります。

図表5 本計画と関連する制度の概要

	実行計画（事務事業編）の策定・公表	算定・報告・公表制度に基づく特定事業者としての報告等	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく報告等
根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項	エネルギー使用の合理化に関する法律第7条の1
対象者	地方公共団体	◇すべての事業所のエネルギー年間使用量が1500k1以上である事業者 ◇エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果がガスでは、すべての事業所における特定の温室効果ガスの排出量合計が、3000t-CO ₂ 以上である事業者	◇すべての事業所のエネルギー年間使用量が原油換算で1500k1以上である事業者
対象ガス	◇二酸化炭素（CO ₂ ） ◇メタン（CH ₄ ） ◇一酸化二窒素（N ₂ O） ◇ハイドロフルオロカーボン（HFC） ◇パーフルオロカーボン（PFC） ◇六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ◇三ふっ化窒素（NF ₃ ）	◇二酸化炭素（CO ₂ ） ◇メタン（CH ₄ ） ◇一酸化二窒素（N ₂ O） ◇ハイドロフルオロカーボン（HFC） ◇パーフルオロカーボン（PFC） ◇六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ◇三ふっ化窒素（NF ₃ ）	◇建物において使用する燃料、熱、電気 ※自動車の燃料は対象外
義務	◇実行計画（事務事業編）の策定・公表 ◇温室効果ガス排出量の公表	◇定期報告書の作成・提出	◇エネルギー使用状況の届出 ◇エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選定・届出 ◇中長期計画書の作成・提出 ◇判断基準の遵守（管理基準の作成、省エネ措置の実施等） ◇定期報告書の作成・提出 ※平均1パーセント以上のエネルギー消費原単位の低減

3. 温室効果ガスの排出状況

3-1 エネルギー使用量の推移

本市の事務・事業に伴うエネルギー使用量は、平成 27 年度（2015 年度）と令和 2 年度（2020 年度）とを比較すると、電気は 16,298,241 KWh から 14,529,640 KWh へ約 1,768,000 KWh（△10.8%）減少しましたが、次いで使用量の多いA重油は、1,024,354 Lから 1,012,056 Lへ約 12,000 L（△1.2%）減少と、ほぼ横ばいの状況です。

図表 6 エネルギー使用量の推移

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
ガソリン	L	—	—	43,790
軽油	L	—	—	384,206
灯油	L	997,599	977,825	533,801
A重油	L	1,024,354	522,919	979,002
L P G	m ³	50,678	21,048	22,972
電気	KWh	16,298,241	12,862,718	12,832,737

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
ガソリン	L	53,027	51,123	43,920
軽油	L	303,204	160,836	306,068
灯油	L	492,959	494,748	406,291
A重油	L	936,950	914,755	1,012,056
L P G	m ³	24,316	30,603	24,886
電気	KWh	12,516,945	13,779,038	14,529,640

※ガソリン・軽油については、2017 年度から集計を開始しました。

3-2 二酸化炭素排出量の推移

本市の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出量は、平成 27 年度（2015 年度）と令和 2 年度（2020 年度）とを比較すると、14,750,947 kg-CO₂ から 13,002,439 kg-CO₂ へ約 1,748,000 kg-CO₂（△11.8%）減少となり、5 年間の平均で約 2.3%の二酸化炭素排出量を削減しております。

排出量が減少した主な要因として、施設の民間譲渡（ケアタウンたかのす、あいかわ保育園）や学校の統廃合等が挙げられます。

図表 7 二酸化炭素排出量の推移

項目	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
ガソリン	kg-CO ₂	—	—	101,593
軽油		—	—	991,251
灯油		2,484,022	2,434,784	1,329,164
A重油		2,775,999	1,417,110	2,653,095
L P G		152,034	63,144	68,916
電気		9,338,892	7,331,749	7,314,660
合計		14,750,947	11,246,787	12,458,679

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
ガソリン	kg-CO ₂	123,023	118,605	101,894
軽油		782,266	414,957	789,655
灯油		1,227,468	1,231,923	1,011,665
A重油		2,539,135	2,478,986	2,742,672
L P G		72,948	91,809	74,658
電気		7,134,659	7,854,052	8,281,895
合計		11,879,499	12,190,332	13,002,439

4. 目標と基本方針

4-1 削減目標

政府は、令和3年（2021年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの削減目標を令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で46%削減することとしており、そのうちエネルギーの消費に由来する二酸化炭素排出量について、地方公共団体においては51%削減することとしております。

この目標に基づき、本市でも令和12年度（2030年度）に平成27年度（2015年度）比で50%削減する目標を掲げ、二酸化炭素排出量削減に取り組んでいきます。

なお、この目標を達成するためには、最新の排出量調査を実施した令和2年度（2020年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間で二酸化炭素排出量を43.2%削減する必要があります。

図表8 目標年度と目標値

項目	期間	目標
長期的な目標	平成27年度（2015年度） ～令和12年度（2030年度）	令和12年度（2030年度）まで 50%の削減を目指す
計画期間の目標	令和5年度（2023年度） ～令和9年度（2027年度）	年間4.3%、5年間で21.6%削減

この高い目標を達成するためには、主な排出要因である電気及び燃料の使用量削減に取り組むほか、温暖化防止につながる高効率設備導入等の施設整備や可燃ごみ排出量の削減等の省資源及び廃棄物抑制など、職員一人一人が環境に配慮し、エネルギー使用量等の削減を徹底して、市役所全体の取組として削減目標の達成に向け取り組んでいきます。

図表9 温室効果ガス（二酸化炭素）目標排出量とその実績

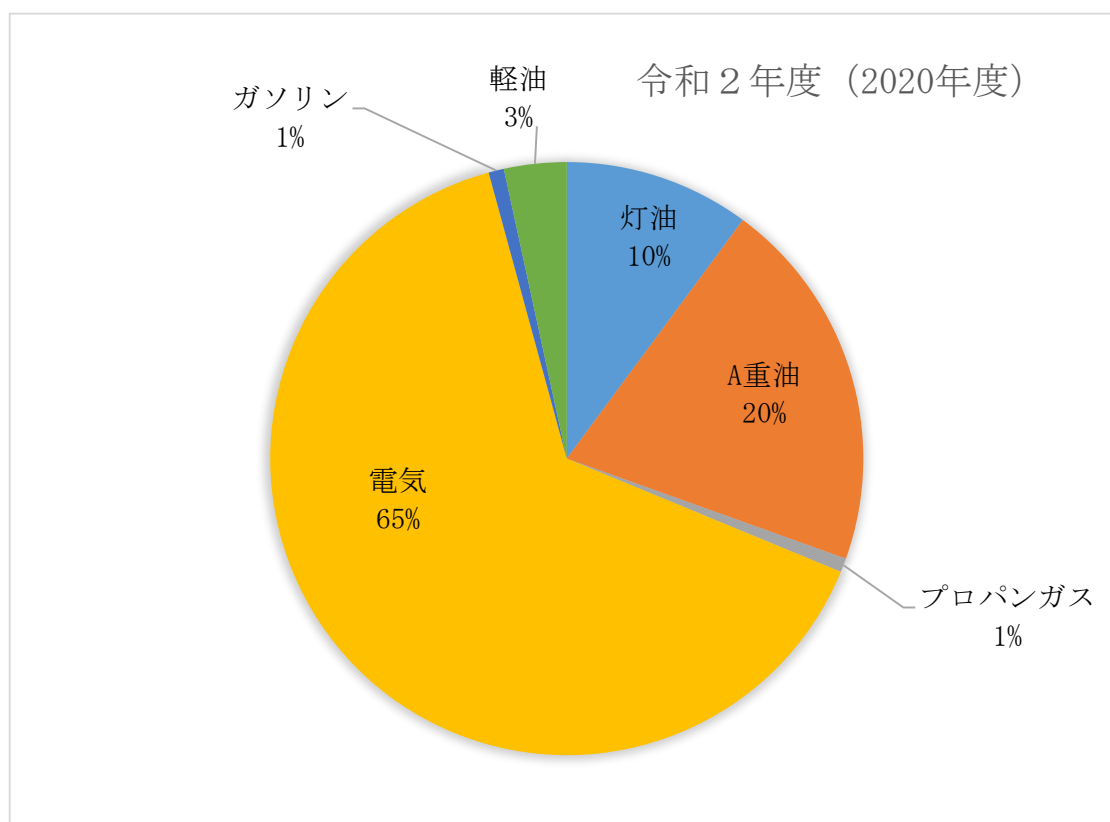
年度	目標排出量	削減率の 目標値	備考 (排出量実績)
平成27年度（2015年度）	-	-	14,750,947 kg-CO2
令和2年度（2020年度）	14,013,340 kg-CO2 ※	△5%	13,002,439 kg-CO2
令和12年度（2030年度）	7,375,474 kg-CO2	△43.2%	-

※平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの計画では、「年間1%、5年間で5%の削減」を目標としていました。

<二酸化炭素排出量の算定方法>

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

図表10 二酸化炭素の要因別排出状況



5. 取組内容

5-1 達成に向けた具体的な取組

削減目標等の達成のため、次のような取組を推進していきますが、目標の達成状況、予算の配当状況、円滑な業務の遂行、市民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮しながら実施し、削減目標等の達成のために有効と認められる取組がある場合は、柔軟に対応するものとします。

(1) 施設整備（改修）に係る取組

1) 照明機器等

- ア 新築時の照明器具等はLEDの設置を原則とする。
- イ 既施設設についても可能な限りLED化に努める。
- ウ 電気使用量節減のため、省エネルギー設備・器具等の導入を検討する。

2) 空調設備等

- ア 施設の更新及び改修時には、高効率空調設備等を導入する。

3) 建物の断熱化

- ア 施設の更新及び改修時には、断熱構造化を促進する。

4) 再生可能エネルギー設備

- ア 施設の更新及び改修時には、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

(2) 電気設備等の使用に係る取組

1) 照明器具

- ア 昼休みの消灯、晴天時の窓際消灯を徹底し、照明時間を短縮する。
- イ こまめに電気を消し、業務に差し支えない程度の間引きに努める。
- ウ 照明器具の適切な管理・清掃を行う。

2) OA機器（コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンタ等）

- ア 設置台数を必要最小限とする。
- イ 複合機のスキャン機能等を積極的に活用し、紙の省資源を図る。
- ウ 使用していないOA機器の電源を切る。
- エ 節電（待機電力）モードの設定を徹底する。
- オ 更新、導入に当たっては電力消費量の少ない製品を選択する。
- カ 会議資料等の部数は必要最小限とし、コピー機等の使用を節減する。

3) その他の電気使用機器（冷蔵庫、電気ポット、テレビ等）

- ア 設置台数は必要最小限とする。
- イ 使用していない機器のプラグをコンセントから抜く。
- ウ 更新、導入に当たっては電力消費量の少ない製品を選択する。
- エ シュレッダーの使用は、個人情報や機密書類の廃棄等必要最小限とする。
- オ 設置している機器の適切な管理・清掃を行う。

4) 昇降機、エレベーター

- ア 職員は、エレベーターを荷運び以外に使用しない。

5) その他

- ア 業務の見直しや効率化等により、業務に係る電気使用量の削減に努める。
- イ ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
- ウ トップランナー制度対象機器の導入に努める。

(3) 施設燃料の使用に係る取組

1) 冷暖房

- ア 冷暖房は適正な温度（冷房28℃、暖房19℃）に設定する。
- イ 冷暖房の効率を上げるため、ブラインド等を効果的に活用する。

2) ガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器）

- ア ガス器具の使用は必要最小限とする。
- イ コンロの火力や給湯器の設定温度は目的に合わせて調節する。

(4) 公用車の使用に係る取組

1) 次世代自動車の導入等

- ア 公用車は原則として次世代自動車（電気自動車やハイブリッド自動車等）を導入する。

2) 公用車使用におけるエコドライブの実践

- ア 急発進、急加速、急停止をしない安全走行に努める。
- イ 無駄なアイドリングを行わない。
- ウ 運行前点検を行い、タイヤの空気圧を適切に保つ。

3) その他

- ア 出張の際は可能な限り公共交通機関を利用する。
- イ 近距離の用務には、徒歩や自転車を利用する。

(5) 省資源及び廃棄物排出抑制に係る取組

1) 水道水使用量の削減

ア 手洗い等で水を使用する際は、蛇口をこまめに閉めて節水に努める。

2) 可燃ごみ排出量の削減

ア ごみの分別、資源化の徹底に努める。

イ 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。

ウ 使用済封筒は組織内相互の郵便や庁内連絡用に再利用する。

3) コピー用紙使用量の削減

ア コピー用紙の購入は、業務量や前年度購入量等を勘案し、計画的に行う。

イ 両面コピーや縮小コピーを徹底する。

ウ コピー機の使用後はリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。

エ 片面使用済のコピー用紙は、メモ用紙、FAX用紙等として再利用する。

オ 文書配付を控え、回覧や掲示板等の利用により資料の共有化を図る。

カ 文書送付は電子メールを利用し、文書のペーパーレス化を図る。

キ 文書は、可能な限りパソコン画面上の閲覧とし、印刷を控える。

ク 複合機のスキャン機能等を積極的に活用し、コピー用紙の使用を節減する。

ケ プリンタ設定を見直し、両面・集約印刷・再利用用紙設定等を徹底する。

(6) グリーン購入に係る取組

ア グリーンステーションのエコマーク商品掲載カタログやエコマーク商品総合情報サイトを参考に物品等を購入する。

イ グリーン購入ネットワークのウェブサイト商品検索機能を参考に物品等を購入する。

ウ 国及び業界団体が定める各種の環境ラベル表示を参考に物品等を購入する。

エ 環境を担当する課は庁内LANなどを利用したグリーン購入に関する情報提供を行う。

オ グリーン購入の取組状況は、秋田県グリーン調達方針等により点検する。

(7) その他の取組

1) 二酸化炭素吸収作用の保全

ア 市有地の管理について、温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。

イ 市有建築物の改修及び更新時には、地元産木材の利用に努める。

2) 職員への意識啓発

ア 研修会を開催し、職員一人一人が環境配慮意識を持って取り組むよう啓発を図る。

6. 計画の進行管理

6-1 点検・評価・見直し・公表

本計画を着実に推進するためには、施策及び事業の成果について定期的に把握し、評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、PDC Aサイクルの考え方に基づき、計画の策定（Plan）、施策の実施及び推進（Do）、実施状況などの点検及び評価（Check）、評価結果を計画へ反映させる見直し（Action）という一連の手続きに沿って、継続的な進行管理をしていきます。

図表 11 PDC Aサイクル

